

令和3年10月15日制定

（趣旨）

第1条 この規則は、日野市ごみ減量・リサイクル等推進協議会設置要綱（令和3年9月30日制定。）第10条第2項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、電話番号等を傍聴申請書に記入し、会長の許可を受けなければならない。

2 報道関係者及び日野市職員で、会長から許可を受けた者は、前項の規定にかかわらず、傍聴することができる。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴者の定員は、会場に入場できる定員の範囲とし、会長が都度決定する。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、会長は、傍聴の許可をした者でも入場させないことができる。

（傍聴席の指定）

第4条 傍聴人は、係員の指示によって指定された傍聴席につかなければならない。

2 傍聴人は、指定された傍聴席以外の場所に入ってはならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの基準に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この基準は、令和3年10月15日から施行する。